

## 農業祭等に係る埼玉県本庄農林振興センター所長賞交付要綱

(趣旨)

第1条 本庄農林振興センターは、農業祭、品評会及び共進会（以下「農業祭等」という。）において優秀な成績を収めた者に対して埼玉県本庄農林振興センター所長賞を交付する。

(対象農業祭等)

第2条 交付対象の農業祭等は、概ね市町村以上をその区域とした団体が主催するものとする。

(交付条件)

第3条 交付条件は次のとおりとする。

- 一 品評会等の出品者に対し交付するものであること。
- 二 開催要綱、審査要領等が明文化されていること。
- 三 原則として、審査員に本庄農林振興センター職員を含むこと。
- 四 出品点数が相当数あること。
- 五 交付点数は、原則として1点とすること。

(交付申請)

第4条 農業祭等の主催者は、本庄農林振興センターに次の事項を記載した交付申請書（様式第1号）を表彰行事開始（審査日基準）の2週間前までに到着するよう提出するものとする。

- 一 表彰行事の名称
- 二 表彰行事の期日
- 三 表彰場所
- 四 開催計画書

2 交付申請書には次の資料を添付するものとする。

- 一 開催要綱又は実施要領等
- 二 審査要領等及び審査員名簿

(埼玉県本庄農林振興センター所長賞の交付)

第5条 埼玉県本庄農林振興センター所長賞状への受賞者氏名等の記載は、農業祭等の主催者で行うものとする。

2 埼玉県本庄農林振興センター所長賞の授与は、原則として本庄農林振興センターが行うものとする。

(受賞者の報告)

第6条 農業祭等の主催者は、表彰行事の終了1か月以内に次の事項を記載した受賞者報告書(様式第2号)を本庄農林振興センターに提出するものとする。

- 一 受賞者の氏名及び住所
- 二 受賞部門及び品目
- 三 審査経過

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月5日から施行する。